

情 個 審 答 申 第 2 7 号
令和8年（2026年）2月20日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見について（通知）

令和8年（2026年）1月16日付け税市民発第000688号で依頼のあった個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業 務 の 名 称	個人住民税に関する事務
担 当 部 署	財政局税務部市民税課
審議会の意見	<p>特定個人情報ファイルを取り扱う個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価書の変更については、了承します。</p> <p>【附帯意見】</p> <p>1. ガバメントクラウドへの移行にあたっては、ガバメントクラウド上に構築したシステム運用にかかわる者すべてが、市の監督の対象になるという認識を持ち、特に以下の点については十分に注意の上、実施されたい。</p> <p>(1) 市は、受託業者（ASP及びガバメントクラウド運用管理補助者含む。以下同じ。）において個人情報の適切な取り扱いがなされるよう受託業者に指導するとともに、監督すること。</p> <p>(2) 受託業者によるシステム設計、環境設計にあたっては、国の標準仕様書に従っており、かつ市が求める仕様となっているか、システム構築の段階から検証を十分に行うこと。</p> <p>特に、環境設定については設定誤りが発生しないよう事前の確認を十分に行うとともに、異常イベント検知システムを適切に設定し、設定どおりに発報するか運用開始前に必ず検証すること。</p> <p>(3) 運用開始後においても、受託業者によるシステムの運用等が仕様書と整合しており、適切に実施されていることについて定期的に監査等を行うこと。また、異常イベント検知システムの発報に対して適切に対応しているかについても定期的に確認すること。</p> <p>(4) 再委託を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同</p>

	<p>様に確認すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="414 313 1372 448">2. 「中間サーバー・プラットフォーム」については、設定された業務システムに限り連携されるよう、適切に設定するとともに、運用開始後においても適切に運用されているか、監査等により適宜確認すること。<li data-bbox="414 459 1372 593">3. 個人住民税に関する事務に係る委託業務先が変更又は終了となる際には、旧委託先の個人住民税に関するデータ及び紙資料等について、確実に抹消、廃棄及び回収等がなされていることを確認すること。
--	---